

議案第 33 号

日野町認可地縁団体印鑑条例の一部改正について

日野町認可地縁団体印鑑条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 9 月 4 日提出

日野町長 近 藤 宏

日野町認可地縁団体印鑑条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和8年総務省令第86号）の施行に伴い、日野町認可地縁団体印鑑条例において引用する同規則の条項に齟齬が生じるため、所要の規定の整理を行う。

2 改正内容

登録資格に係る第2条第1項に記載されている根拠法令の変更

変更前 民法（明治29年法律第89号）第46条第3項

変更後 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。）第18条の3第1項第6号

代理人による申請に係る第12条に記載されている根拠法令の変更

変更前 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第19条第1項第1号ト

変更後 省令第18条の3第1項第7号

3 附則

令和8年10月1日から施行する。

日野町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

日野町認可地縁団体印鑑条例(平成9年日野町条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(登録資格) 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者(以下「代表者」という。)とする。ただし、次の各号に掲げる者が選任されているときは、代表者に代えてこれらの者とする。 (1) 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。)第18条の3第1項第6号に規定する職務代行者 (2)～(4) 略 (代理人による申請等) 第12条 省令第18条の3第1項第7号の代理人を置いている認可地縁団体の当該代理人は、第4条の規定による申請を代表者に代わって、第7条第1項及び第2項の規定による届出並びに第9条第1項の規定による申請及び同条第2項の規定による登録証明書の受領を代表者で行うことができる。この場合において、当該代理人は、代表者による委任の旨を証する書面を町長に提出しなければならない。	(登録資格) 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者(以下「代表者」という。)とする。ただし、次の各号に掲げる者が選任されているときは、代表者に代えてこれらの者とする。 (1) 民法(明治29年法律第89号)第46条第3項に規定する職務代行者 (2)～(4) 略 (代理人による申請等) 第12条 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第19条第1項第1号上の代理人を置いている認可地縁団体の当該代理人は、第4条の規定による申請を代表者に代わって、第7条第1項及び第2項の規定による届出並びに第9条第1項の規定による申請及び同条第2項の規定による登録証明書の受領を代表者で行うことができる。この場合において、当該代理人は、代表者による委任の旨を証する書面を町長に提出しなければならない。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。